

○紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金 実施要綱

令和8年4月1日

告示第33号

(目的)

第1条 この要綱は、生活に困難を抱える者が居住する住居のうち、生活環境が著しく不衛生な状態にあるものについて、当該住環境の整理整備に要する費用の一部を補助することにより、衛生及び安全の確保並びに地域の生活環境の保全を図るとともに、必要な福祉サービスや見守り支援等につなげ、自立した生活を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、非課税世帯かつ下記のいずれかの条件を満たす世帯とする。

- (1) 世帯員のうち少なくとも一名が障がいまたは高齢化により日常生活に支援を要する状態にある者、または介護が必要な者であること。
- (2) ひとり親家庭等で、問題を抱えていると判断できる世帯。
- (3) その他、支援が必要だと町に認められる世帯。

(補助内容)

第3条 補助金の交付内容は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、生活環境の整理整備に係る費用とする。
- (2) 補助金額は、上限額3万円とし、実費の範囲内で交付する。
- (3) 補助の利用は、1世帯につき1度限りとする。

(申請手続)

第4条 申請者は、紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、町へ提出するものとする。添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者手帳の写し(該当者のみ)
- (2) 介護保険証の写し(該当者のみ)
- (3) その他、対象者の条件を満たすものと証明するもの(該当者のみ)

(審査及び通知)

第5条 町は、申請内容及び添付書類を審査し、重層的支援体制整備事業会議等にて補助対象であるかの審査を行う(第2条関係)。

2 町は、補助対象と認めるときは、紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金決定通知書(様式第2号)により、補助対象と認めないと決定したときは、紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金申請却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(整理整備の実施及び補助金の請求)

第6条 整理整備に係る作業は、申請者が自ら業者等に依頼して実施するものとする。作業完了後、申請者は紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金請求書(様式第4号)を提出すること。町は請求内容を確認のうえ、申請者が指定した金融機関口座へ補助金を振込により交付する。

(遵守事項)

第7条 補助対象者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容及び添付書類に虚偽がないこと
- (2) 補助対象事業完了後は、住環境を清潔に保ち、再び不衛生な状態とならないよう適切に管理すること
- (3) 必要に応じて、福祉サービス等の支援を利用すること
- (4) 本補助は1世帯につき1度限りであることを了承すること
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金申請書

年 月 日

紀宝町長 様

申請者氏名：
住 所：
電 話 番 号：

下記のとおり、紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金を申請いたします。

1. 世帯構成（申請者を含む同居者全員を記入）

氏名	続柄	年齢	備考

2. 対象要件（いずれか該当する欄に☑を記入してください）

該当要件（該当するところに☑）	添付書類（写し等）
☐ 障がいや高齢化により日常生活に支援を要する状態にある	☐ 障がい者手帳
☐ ひとり親等により問題を抱えている状態にある	☐ 介護保険証
	☐ その他

3. 現在の住居の状況及び申請理由

4. 誓約・同意事項（申請者自署）

私は、本事業の趣旨を理解し、以下の事項に同意のうえ申請いたします。
（同意する項目に☑を入れる）

- ☐ 申請内容および添付書類に虚偽がないこと
- ☐ 整理整備完了後は住環境を清潔に保ち、再び不衛生な状態とならないよう適切に管理するよう努めること
- ☐ 必要に応じて、福祉サービス等の支援を利用すること
- ☐ 整理整備に係る作業は、申請者自身が業者等に依頼して実施すること
- ☐ 本補助は1世帯につき1度限りであることを了承すること
- ☐ 町職員が所得状況、居住状況の確認を行うことを同意すること

申請者署名： _____

様式第 2 号（第 5 条関係）

紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金決定通知書

様

年 月 日

紀宝町長

紀宝町福祉住環境整備支援事業について、下記のとおり補助を決定しましたので通知します。

記

1. 補助対象内容 生活環境の整理整備に係る事業費

2. 補助上限金額 30,000円

3. 補助対象期間 申請以降に実施された対象事業

4. 補助金交付方法

作業完了後、紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金請求書（様式第 4 号）及び領収書、指定口座の写しを提出いただいた後、指定の金融機関口座へ振込により交付します。

注意事項

- ・整理整備に係る作業は、申請者自身が業者等に依頼して実施してください。
- ・町による業者の斡旋・手配は行いません。契約・調整は申請者の責任において行ってください。
- ・補助金の交付には、領収書（原本または写し）の提出が必要です。
- ・本補助は 1 世帯につき 1 度限りの利用です。
- ・作業完了後は、住環境を清潔に保ち、再び不衛生な状態とならないよう適切に管理してください。

様式第 3 号（第 5 条関係）

紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金申請却下通知書

年 月 日

様

紀宝町長

年 月 日に申請のありました紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金につきましては、次の理由により却下することを決定しましたので、通知します。

（却下理由）

様式第4号（第6条関係）

紀宝町福祉住環境整備支援事業補助金請求書

年 月 日

紀宝町長 様

下記のとおり、紀宝町福祉住環境整備支援事業に係る補助金を請求いたします。

請求金額： _____ 円

1. 申請者情報

項目	内容
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

2. 対象事業の実施内容

項目	内容
作業実施日	年 月 日 ～ 年 月 日
作 業 内 容	
業 者 名	
支 払 金 額	金 円（税込）

※補助決定通知後に実施された事業が補助対象です。

3. 添付書類（提出時に☒)

☐ 領収書（原本または写し）

※業者名、作業日、作業内容、金額が確認できるもの

☐ 振込口座の通帳の写し

4. 振込口座情報

項目	内容
金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座
口 座 番 号	
口座名義（カナ）	